

田野町特産品開発支援事業費補助金 募集案内

特産品※を新たに開発若しくは既存商品を改良又は量産化する事業に対して補助する事業です。
積極的な新商品の開発や既存商品の改良を応援します！
補助金の活用を検討される方は、まずは下記お問合せ先までご相談ください。

※特産品：本町の地域資源や地域特性を活用して製造された農林水産加工品、工芸品及び地場産品等で、本町の魅力の発信につながると町長が認めるもの。

※申請期限：1月末※

【採択の流れ】

補助対象事業

申請 → 補助金審査会 → 交付決定 → 事業開始 → 実績報告 → 補助金支払
※なお、補助金審査会により補助事業が採択とされない場合もあります。

下記の要件をすべて満たすもの

- ①特産品を新たに開発若しくは既存商品を改良又は量産化する事業【拡充項目】
- ②補助金の交付を受けて開発した特産品を、田野町ふるさと応援寄附金の返礼品として登録すること
- ③補助金を受けようとする事業において、他の補助制度との併用を可とする。
但し、補助残額部分に限る。【拡充項目】
- ④田野町を町外に広くPRできる事業であること

補助対象者

下記の要件をすべて満たすもの

- ①町内で活動する団体等※
- ②特産品の開発に熱意を有すること
- ③町税に滞納がないこと

※町内で活動する団体等：町内に住民票を有する個人又は町内に活動拠点を有する団体で、定款、規約、会則等の定めによりその活動を行っているもの。

補助対象経費

※補助額は千円未満切り捨て

補助事業の種類	補助対象経費	補助率
機器等購入事業	《商品の新規開発若しくは既存商品を改良又は量産化するために要する費用》 ・製造・加工等に必要な機器等の購入に要する経費	補助対象経費の10分の9以内 (千円未満は切り捨て)で54万円を上限
パッケージ事業	《包装や梱包の開発又は改良に要する費用》 ・商品やパッケージのデザイン経費 ・パッケージに係る機器等の購入に要する経費 ・デザインの登録に要する経費(意匠登録等) ・特産品の登録に要する経費(商標登録等)	
開発・分析事業	《技術コンサルタントに要する費用》 ・専門家等への謝礼や旅費に要する経費 《商品の分析又は検査に要する費用》 ・商品の栄養成分分析等に要する経費(成分分析、消費期限分析等)、 商品の品質等の検査に要する経費	

※補助対象経費には、継続的な経費は除くものとし、その他町長が必要と認める経費を含みます。

※1年度1団体につきそれぞれ1事業を限度とします。

※補助金要綱や様式は田野町ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ

〒781-6410 田野町1828-5 田野町地域振興課 特産品開発事業係 (TEL: 0887-37-9316)